インド、ウッタル・プラデシ州のザミーン ダール制廃止法の立法過程(I)

多田博 -

はじめに

- I. UP州におけるザミーンダール制廃止への動き
 - 1. 1946年州立法議会議員選挙
 - 2. ザミーンダール制廃止決議の採択
 - 3. 代表的な土地改革案
 - 4. 地主側の対策
- II. 「UP州ザミーンダール制廃止および土地改革法」 の立法過程
 - 1. 政治·経済的背景
 - 2. UP州ザミーンダール制廃止委員会の勧告内容
 - 3. 「UP州ザミーンダール制廃止および土地改革法」 の立案過程 (以上本号)
 - 法の問題点
 - 5. 新インド憲法における財産権保護条項

Ⅲ. 地主の反対運動

- 1. UP州民衆党の結成
- 2. ザミーンダール制廃止法の合憲性審査
- 地主の敗北
 む す び

はじめに

インドの農業生産の増大,食糧問題の解決のために、ザミーンダール制(注1)の廃止が必要であることは広く認められていた。1946年ごろまでに政府をはじめとし、民族ブルジョアジー、インテリゲンチャ、労働者階級、農民層がそれぞれの立場から土地改革案を提起していた。問題はザミーンダール制の廃止の仕方と廃止後の農業生産関係のあり方にかかわるイデオロギー上の対立であった。

インドの各州ではそれぞれに独自な土地制度,

それから生ずる農村社会における独自な階級関係 もしくは農民諸階層間の関係に規定されながら, 農業問題解決のための政策が立てられるようにな ってきた。

以下本論では「ウッタル・プラデシ^(社2)(以下UP州と略記) ザミーンダール制廃止および土地改革法」(Uttar Pradesh Zamindari Abolition and Land Reforms Act, 1950) がいかなる過程を経て成立したかを跡づけることによって、当時のインドおよびUP州の社会・経済的諸条件の中で、同法のもった意義を解明してみたい。

すでにUP州の土地改革に関して、以下の研究成果が出版されている。

- F. J. Moore and C. A. Freydig, Land Tenure Legislation in Uttar Pradesh (Berkley: Univ. of California, Institute of East Asiatic Studies, 1955).
- W. C. Neale, Economic Change in Rural India: Land Tenure and Reform in Uttar Pradesh, 1800-1955 (New Haven and London: Yale Univ. Press, 1962).
- Baljit Singh, Next Step in Village India: A Study of Land Reforms and Group Dynamics (Bombay: Asia Publishing House, 1961).
- Baljit Singh and S. Misra, A Study of Land Reforms in Uttar Pradesh (Calcutta: Oxford Book Co., 1965).

本論はこれらの研究に多くを負うものである が、それらにおいて十分に明らかにされていない 側面、すなわち「UP州ザミーンダール制廃止およ び土地改革法」の内容,性格にUP州の 農村社会 の階層・階級関係がどのように 反映していたかを 解明することをおもな目的とした。資料としては UP州の首都ラクナウで刊行されている日刊 The Pioneer 紙上に1945年から 1952年にかけて掲載さ れた記事, 論説を用いた。The Pioneer は当時親 英的、親地主的論調をとっていた。これに対しラ クナウ市で刊行されているもう一つの日刊紙 National Herald は国民会議派を代弁していた。 こ れを閲覧する機会はもてなかったが、F. J. Moore and C. A. Freydig の研究が主として National Herald に依拠しているので、 若干参照できた。 このような資料の制約から特に 地主層の動きに注 目した。

UP州における土地改革と それに対する地主の 対応の仕方を研究したものとして,

- P. D. Reeves, Agrarian Legislation and Rural Society in Uttar Pradesh: A Historical Study with Special Reference to the Period 1921– 1958 (Unpublished M. A. Thesis, Univ. of Tasmania, 1959).
- P. D. Reeves, The Landlords' Response to Political Change in the United Provinces of Agra and Oudh, India, 1921–1937 (Unpublished Ph. D. thesis, Australian National Univ., 1963).

があるが、未公刊のために参照できなかった。 後者の一部と思われるものが、

P. D. Reeves, "Landlords and Party Politics in the United Provinces," in *Soundings in Modern South Asian History*, ed. by D. A. Low (Berkeley: Univ. of California Press, 1968), pp. 261~293.

として発表されている。

(注1) ザミーンダール制の内容は厳密にいえば州 ごとに異なっていた。本論では, 国家が一定の課税単 位区域について査定・賦課した地税を国家に納入する ことを条件に, その納入契約者に課税単位区域内のす べての土地 (耕地、未耕地、森林、住居区など) に対 する永代的,相続可能,かつ譲渡可能な権利を賦与し た制度をいう。そのような権利をもつものをザミーン ダールと呼ぶ。ザミーンダールには大は封建領主層か ら転化した大寄生地生から, 小は零細耕地を自作する 小農までが含まれる。本論で地主という場合には特に ことわらないかぎり、小作小農の納める地代からの収 入に主として依存する寄生地主層を指すものとして用 いる。必要に応じて、土地利用の仕方、所有規模によ って、寄生地主、耕作地主、手作り地主、自作地主、 あるいは大地主,中・小地主ということばを用いる。 中間介在者という場合には, 小作人から地代を徴収し て、その一部を地税として国家に納めるザミーンダー ルの地税行政機構に占める立場を指す。UP州のザミ ーンダール層の構成に関しては拙稿「インド連合州に おける土地保有と小作関係-1930年代前後-1(『アジ 7経済』, 第9巻第2号, 1968年2月) 参照。

(注2) 現在のウッタル・ブラデンは1877年まではNorth-Western Provinces と Oudh に分かれていた。1877年からは同一の政務長官の管轄下にいれられ、1902年に United Provinces of Agra and Oudhと名称が改められた。1950年1月26日インド連邦共和国の成立とともに Uttar Pradesh の名称が用いられるようになった。ランブル (Rampur)、テヘリ・ガルワール (Tehri-Garhwal) の藩王国、その他若干の地域を除いて、United Provinces と現在の Uttar Pradesh とは地理的にほぼ同一の領域をカバーしているので、以下本論では頭文字を用いてUP州として、両者を区別しない。

I UP州におけるザミーンダール制 廃止への動き

1. 1946年州立法議会議員選挙

州立法議会 (Legislative Assembly and Council)

議員の選挙は1946年3月に予定されていた。その選挙運動はすでに1945年中ごろに開始された。同年8月に、UP州国民会議派の幹部の1人であるP・D・タンドンは、アラーハーバード近郊の村で開かれた農民集会に出席した際に、もし会議派がふたたび政権をとるならば、ザミーンダール制を廃止して、農民一労働者支配を確立するであろうと述べて、公式にはじめてザミーンダール制廃止の意向を明らかにした(注1)。

インド国民会議派はこの選挙のために J・ネルーを委員長とする経済綱領委員会を任命し、経済綱領の作成と来たるべき選挙のための選挙綱領の起草を委任した。同委員会は1945年12月に選挙綱領を発表したが、その中で土地改革については次のように述べられていた。

「土地制度の改革はインドにおいて緊急に必要とされているが、それは農民と国家との間に立つ中間介在者の除去を意味するものである。したがって、そのような中間介在者の諸権利を公正な補償金を支払って収用すべきである。個人主義的耕作または農民的所有が存続すべきであるが、進歩的農業および新しい社会的価値と動機の創出のためには、インドの状況に適したなんらかの協同組合耕作制度が必要である。しかしながら、そのような変化はすべて当該農民の善意と同意をもってされるべきである。したがって、インドの各地で国家の援助をもって実験的な農業協同組合農場が組織されることが望ましい。」(注2)

この選挙綱領にもとづいて、 会議派の指導者たちは農村各地を遊説してまわった。

これに対し、当時最大の野党であったムスリム 連盟はその選挙綱領の中で次の点を強調してい た。

(1) 銀行,保険,綿業,ジュート,砂糖,鉄,

石炭のような主要産業の国有化。

(2) 土地制度の改革と農民的土地所有制の導 入(注3)。

ムスリム連盟がこのように急進的な選挙綱領を 掲げるに至った過程では、党内に激烈な論争があった。ムスリム出身の産業資本家が皆無にひとし く、ムスリムの有産階級は経済的に主としてザミーンダール制にもとづく所得に依存していたので、国民会議派の唱えるザミーンダール制廃止が 避けられないとすれば、工業の国有化をも主張することによって、会議派の自称社会主義的政策の 限界を暴露して、選挙を有利に導こうとしたのであった。むしろ、ムスリム連盟の活動の主目標は 1940年のラホール大会で採択されたパーキスターンの分離独立決議の実現に向けられていた。

インド共産党もまたその選挙綱領の中で以下の ような土地改革の実施を約束していた。

- (1) 地主制の無償廃止。土地の国有化。貧農の 非経済的保有地を整理統合された経済的保有地に し、また大規模協同組合耕作を可能にするための 土地の再配分。
- (2) 高利貸の禁止。 すべての農業信用が国営協 同組合銀行を通じてなされること(注4)。

このように全国的に盛り上がってきたザミーンダール制廃止への動きに対して、地主側も対策を検討しはじめた。タンドン声明の直前の8月10日にすでに、アーグラー州ザミーンダール協会(Agra Province Zamindars' Association)(性5)の集会が開かれて、国内の全般的政治情勢、特にインド独立について協定が結ばれた場合に地主がどのような立場におかれるかという問題が討議された(性6)。さらにその組織を拡大して小規模ザミーンダールをも含めるようにと提案された。アーグラー州ザミーンダール協会やアワド英印協会(British India

Association of Oudh)(注7)が大地主の組織であり、 小地主はむしろ国民会議派に同調していた、とい われる(注8)。

さらに、ザミーンダール制廃止の動きに対抗するために、全州に統一的な地主組織をつくる必要性と小作人との関係の緊密化も強調されていた。たとえば、ウナオ県地主大会でその指導者の1人ラムナガルのラージャーは、「地主はみずからを組織するだけでなく、農村とたえず接触し、農民と悲喜を分かち合うことにより、小作人とより親密な関係をもたなければならない(注9)」、と述べていた。

特にファイザーバード県およびカーンプル県では、地主の側から小作人との関係を改善する試みがなされた。 またジョンプル県では地主たちは宗教的な組織を設立して、 小作人に向かって王・臣(Raja-Praja)関係の神聖性を説いて、ザミーンダール制廃止に反対するようにと 小作人を説得した。

他方、農民の側でも、主要政党がそれぞれの選挙綱領にザミーンダール制廃止を掲げて、農村地域を遊説したのを契機に、反地主運動を活発化してきた。土地に対する人口圧力が特に大きく、貧困状態のいちじるしいUP州東部の諸県では、会議派社会党員や共産党員によって組織された農民運動が強力になってきた。農民組合の組織の強いラーイバレーリー県では年間所得300ルピー以下または保有地面積4ビーガー(Bigha[1ビーガーは約0.25エーカー])以下の小作人は小作料を免除されるべきであるとする決議が採択された(注10)。

以上のような状況の中で、1946年3月に実施されたUP州立法議会議員選挙の結果、議席総数228のうち国民会議派が153、ムスリム連盟が54、無所属が14、民族主義ムスリムが7を獲得した。国民会議派は独立の達成という課題を前にして、ム

スリム連盟に連立政府を組織するように 呼びかけ たが、それを拒否されたために、 1946年4月1日 にG・B・パントを首相とする 単独内閣を樹立し た。

2. ザミーンダール制廃止決議の採択

このようにして成立した UP州国民会議派政府の最初の仕事は,食糧危機の解決であった。そのために農業における 生産関係の改編 選挙綱領の一つであるザミーンダール制廃止を どのようにして実現するかを決定することが 緊急の課題となった。 国民会議派内には,すみやかな廃止を求めるグループとそれを延引しようとする派 との対立があり, また廃止後の土地制度をどのようなものにするかという点についてもイデオロギー上の対立が存在していた。

州政府の態度がこのように不確定である間にも 廃止を恐れる地主たちは小作人を追いたてて, 小 作地を自耕地として登録して, 将来のザミーンダ ール制廃止に備えるようになった。このために追 いたて反対および強制労働の 撤廃を要求する小作 人の運動が特にバリア, アザムガル, アリーガル, ウナオの諸県で行なわれた。

政府は「UP州小作法」(1939年)にもとづく地主による小作人の追いたて訴訟の審理の一時停止を命ずるとともに、ザミーンダール制廃止の方策を練りはじめた。UP州国民会議派の指導者の1人であったA・P・ジァインは新聞記者会見の席上、議会にザミーンダール制廃止決議案を提出する意向を表明した([EII])。政府の内部にはザミーンダール制廃止に反対する者もあったが、選挙公約が単なる空手形にすぎなかったという印象を与えることは、農民運動を激化させることになるので得策でないと判断された。このためザミーンダールの非をあばくような語調の激しいA・P・ジァ

インの決議案に代えて、単にザミーンダール制廃 止の原則だけを承認し、その実施については はっ きりした言質を与えないような 決議案にするべき だという意見が強かった(注12)。

こうして、7月19日にUP州 政府を代表して、 財務大臣R・A・キドワーイーが 州立法議会に次 のような決議案を提出した。

「本議会は、耕作者と国家との間に立つ中間介在者にかかわる本州内のザミーンダール制廃止の原則を受け入れる。そのような中間介在者の諸権利を公正な補償金を支払って収用すべきであり、政府はその目的のために計画を準備する委員会を任命すべきであると決議するものである。」

これに対し、 ムスリム連盟は次のような修正案を提出した。

「本議会は,

- (a) 州内のザミーンダール制の 公正かつ十分な 補償金を支払っての廃止,
- (b) 1935年インド統治法で認められているような条件での、州内の工業、大規模商業、銀行、保険およびその他不動産の私的所有のすべての形態の廃止、
- (c) かなりの額がすでに返済されている場合には、負債の残りをすべて取り消すこと。

以上の諸原則を受け入れ、これらの目的を実現 するための計画を準備する委員会を任命する 権限 を政府に与えるものである。」(注13)

この提案理由を説明して、 UP州ムスリム連盟 の総裁C・カリグザーマンは、 ザミーンダール制 廃止の結果もっとも損害をこうむるのは ムスリム・コミュニティであるが、もし国民会議派がビルラやタタのような大産業資本家と手を切り、 大衆 のために社会主義経済を発展させることを 約束するならば、ムスリム連盟はザミーンダール 制廃止

に賛成する,と述べていた。

ムスリム連盟の修正案はインド国民会議派内の 左派の賛同を得て、会議派はその採否をめぐって 党内の意見をまとめることができなくなった。 た とえば会議派社会党員で、当時のUP州政府の教 育大臣、サンプールナナーンドは、ムスリム連盟 の修正案に原則的に同意し、遠くない将来に現在 の資本主義的社会が消滅することを望むと述べて いた。他方進歩的右派および中道派を自認するK ・D・パリワル、A・P・ジァイン、C・シン、 K・D・マーラヴィーヤらは UP州国民会議派農民 ・労働者・人民党 (Congress Kisan Mazdoor Praja Party……これはのちにアチャーリヤ・クリパラーニー の組織した同名の政党とは異なる)を組織して、会議 派社会党の社会主義的政策に反対し、「農民主義」 的立場を宣言した(注14)。

国民会議派内の左派の議員を なだめるためにな んらかのかたちで工業の国有化について 意志を表明せざるをえなくなったUP州政府は、原則として工業の国有化を受け入れる決議案を ザミーンダール制 廃止 決議案とは別個に上程することにした。それは次のようなものであった。

「本議会は、資本主義をすべての形態において 廃絶することが社会の福祉にとって必要であると いう意見であり、主要な生産、流通および分配手 段を社会的所有にするために必要な諸措置が可及 的にすみやかに採られることを信ずるものであ る。」(注15)

この決議案は単に希望の表明という形をとっているが、それについて同決議案の政府代表の提案者となったサンプールナナーンドは、銀行業、保険、その他は1935年インド統治法により連邦政府管轄事項と定められており、州立法議会がそれらを規制する法律を制定することができない、と述

べた(注16)。将来,憲法を制定する時にこの問題を 改めて討議することにして, さしあたりは希望の 表明という形で会議派左派に妥協を 求めたもので あった。

こうして, ザミーンダール制廃止決議は1946年 8月8日に, 資本主義廃絶決議は8月14日にそれ ぞれ州立法議会で可決採択された。 ムスリム連盟 の議員も地主選出議員も退場して, この採決には 加わらなかった。

このようにして採択された ザミーンダール制廃 止決議にしたがって、UP州政府は10月9日にザ ミーンダール制廃止委員会を 設置するとともに、 その委員を任命し,諮問項目を明らかにした。 同 委員会の第1回の会合が11月14日に開かれ、 ザミ ーンダール制廃止の手続きを 検討する小委員会が 作られた。 小委員会は、ザミーンダール制廃止をす でに定まった方針として承認したうえで、 州の財 政資金を考慮してどのような補償方式が 可能であ るかを討議した。さらに将来の農業構造をどのよ うなものにするかについて意見をかわした。その 結果、ザミーンダール制廃止に関してできるだけ 多くの人々の意見を徴するために 24項目にわたる 質問状が作成されて、1947年1月3日に、州立法 議会, 立法参事会, 地方長官, 県長官, 地方公共 団体の長、弁護士協会、会議派の各レベルの委員、 その他の諸政党,農民組合,ザミーンダール協会, 大学教授などに送付し、回答を求めた(注17)。

3. 代表的な土地改革案

ザミーンダール制廃止が単に選挙綱領の1項目 たるにとどまらず、州立法議会で原則的に受け入 れられ、決議が採択されるに及んで、この問題を めぐって州内の世論が沸き立ってきた。

地主側は親イギリス的、親地主的な論調をとる 日刊紙 The Pioneer 紙上で,ザミーンダール制廃 止に反対する意志を明らかにした。ザミーンダールがイギリス植民地政府によって創設された,単なる地代徴収入ではないこと,その土地所有権は古くから認められてきたこと,インドの農業生産性の停滞はザミーンダール制地域だけではなく,ライーヤト制地域にもみられる全インド的現象で,ザミーンダール制のもつ欠陥がその原因ではないことなどを論証する論説を発表した(注18)。

これに対し、ザミーンダール制廃止に賛成する側では、週刊誌 Hindustan、日刊紙 National Herald に廃止の必要性、その具体的方法を提案した論文を発表していた。それらのうちでUP州政府のザミーンダール制廃止法案作成過程に特に強い影響力をもったと思われるのは、ガンディー主義の立場に立つカトジュの村落による土地利用論(注19)、会議派社会党の立場を代表するサンプールナナーンドの土地国有化論(注20)、A・P・ジァインの主張する協同組合農場設立案(注21)、チャラン・シンに代表される自作農創設案(注22)であった。以下これらの諸説の概略を紹介しよう。

1946年4月にUP州の首都ラクナウで開かれた全インド協同組合大会で、当時UP州法務大臣であったK・N・カトジュは以下のような土地改革案を明らかにした。一般選挙にもとづいて村民によって選出された村パンチャーヤトがザミーンダールからすべてのザミーンダール権(政府によって課された地税を納入することを条件に土地を自由に利用、処分する権利)を一定期間賃借する。個々の耕作者は村パンチャーヤトから小作地を借りることになり、地主の恣意的な追いたてや小作料引上げから保護される。農業生産、生産物の販売、生産財の購入は協同組合を通じて計画的に行なう。他方、ザミーンダールは小作人の抵抗によって困難になっていた小作料の取りたてを村パンチャーヤ

トに委ねることにより、確実に徴収することができる。

この考えは、ガンディーのインド憲法私案(注23) の影響のもとに展開されて、行政および司法の分野で一定の権限をもつ自治的村パンチャーヤト法案へと発展した。当時のUP州国民会議派政府は、食糧問題解決のために、農民と直接接触して、改良種子、改良農具、肥料の普及などの農業生産増大政策を展開する必要に迫られていた。そのためには、第1に政府が直接に農民を把握する妨げとなっているザミーンダール制の廃止、第2に財政資金の不足から生ずる要請として村民が自発的に農業増産および生活水準向上の運動を展開してくれることを期待していた。

カトジュの考え方はザミーンダールを 年金取得者の立場に残しておくという点で地主に対して かなり融和的のものであった。

これに対しサンプールナナーンドら他の3人は Hindustan 誌の社説に述べられているように、「ザミーンダール制は土地をめぐる 封建的諸関係とおくれた生産諸形態を存続せしめて、農業を衰退させてきた。……それはイギリス帝国主義の保護のもとにインド社会の進歩を阻止してきた」(注24)、「ザミーンダール制廃止は当面の目標であるインドの反帝国主義闘争の不可分の一部である」(注25)という点では共通した認識をもっていた。しかしザミーンダール制廃止の方法、特に廃止後の農業生産関係のあり方に関しては意見が分かれていた。

サンプールナナーンドの土地改革案は次のようなものであった。年間納入地税額 250 ルピー以下のザミーンダールは、みずから耕作するかぎり国家の小作人として認めて、廃止の対象から除外する。それ以上の者は有償で廃止される。補償金としては、ザミーンダールが現に徴収している年間

地代総額の10%を、現在のザミーンダールとその相続人が死亡するまでの期間もしくは25年のいずれか長いほうの期間にわたって年金の形で政府が支払うことにする。自耕地として地主の手もとに残す土地、いわゆるシール、クドカーシトは50ビーガーに制限し、それを越える部分は国家が市場価格で強制的に買収し、10ビーガー以下の保有地をもつ者に優先的に分配する。こうしてかれらの保有地面積を10ビーガーに近づける。移行期の形態としては、国家が国有化した土地を小作人に貸す小農制をとるが、究極的には集団農場の設立を目的とする。

これに対し、1935年インド統治法にもとづき 1937年に成立した国民会議派州政府において 財務 政務次官の任につき、1939年の UP州小作法の立 案にあたったことのある A・P・ジァインは国有 化には反対していた。 かれが廃止の対象とするの は所有地規模では100エーカー以上の地代収入を 主たる所得源とする地主であった。 補償金は現在 の地主とその扶養者の一代限り年金として 支払う ことを提案した。年金の額は所有地規模に応じて 最低 600 ルピーから最高 1 万2000ルピー までとし た。廃止後は協同組合農場を組織する。その規模 はソビエトの集団農場の4分の1ぐらいにし、農 民は土地,役畜,農機具その他を各自の所有権を留 保したうえでプールし、 農作業を分担して個別的 に遂行するか、もしくは生産隊を組織して行なう。 生産額のうちから各組合員の提供した 労働に対し 賃金を支払った のちの残額を農民の出資した土 地,役畜などの価額に応じて分配する。 雇用維持 の観点から、農業技術はインドの在来のものを改 良するにとどめ、 機械化はしない。以上のように ジァインは主張していた。

チャラン・シンは自作農制を強く主張してい

た。補償金は、地代から地税、地方税、取立不能 金、管理費を控除したのちの残額、いわゆる純益 の10倍相当額とする。その半分は小作人負担とし 小作人が地主に直接払って、小作地に対する所有 権を取得する。残り半分を政府が負担し、譲渡可 能な土地債券の形で地主に渡し、年々償却する。

将来小作関係が再発するのを防ぐために,

- (1) 耕作できないもしくは望まない者の土地は 国家が公正価格――地税の一定倍額――で買収 し、私的売買を禁止する。
- (2) 寡婦,父のいない未成年者,精神病者,肉体的不具者,囚人,一時的に離村を余儀なくされた者以外には土地の賃貸借を認めない。
- (3) (1), (2)に違反した場合には, その土地を国家が無償で没収する。
- (4) 土地の抵当入れ、差押えもしくは競売が行なわれうるのは、国家または国家によって認められた信用機関からの農民の債務に関してだけとする。
- (5) 国家によって没収もしくは 裁判所の命令に よって競売に付された場合に、もとの所有者に 旧 所有者耕作権は帰属しない。

地主に残される自耕地の面積は50エーカーとしそれを越える部分は地税の15倍相当額を払って国家が買収し、村の非経済的保有地を経済的(6½エーカー)にするために再分配する。残りは土地なき農業労働者に6½エーカーずつ分配する。分配の原則は、一方においていかなる人もみずから耕作できる以上を保有してはならぬということ、他方においていかなる人の保有地もかれとかれの家族の生存を維持し、可能ならば、若干の剰余を生ぜしめるのに必要な面積を下回ってはならぬということにあった。それ以上の部分的譲渡あるいは分割を認めない最小限の保有規模を6½エーカー

とし、贈与、遺贈または売買によってすでに保有している土地を合せて12½エーカー以上になる場合には、そのような所有権の移転を認めない。共同相続人がそれぞれ6¼エーカーずつ相続できない場合には年長順に相続し、相続した者は相続できなかった者が成人になるまで扶養しなければならない。現在すでに6¼エーカー以下の保有地は将来の分割を認めず、1人の人が絶対的にかつ単独で保有すべきである。以上が、チャラン・シンの土地改革案の要旨である。

ザミーンダール制廃止委員会の中でこれらの改革案をめぐって激論がかわされたが、その間の事情について1947年10月13日付の *Thi Pioneer* 紙はつぎのように伝えている。

「ザミーンダール制廃止委員会の中の 進歩派は, 土地の所有権を社会に帰属せしめ, 協同組合農場 を設立することに努力するべきである と主張して いる。

他の派は所有権を個々の 耕作者に属すべきであると主張している。

さらにもう一つの見解は、首相パントによって 提出されたが、土地の所有権は村落共同体に属し、 みずからの土地を個別的に耕作する権利は 耕作者 に与え、協同組合農場の設立は将来の課題とする というものであり、多数の支持を得ている。」(住26) さらに首相パントは ザミーンダール制廃止によって影響を うけるのは 200 万人のザミーンダール のうちわずか 1000人たらずであろうと述べてい

4. 地主側の対策

すでに州立法議会議員の選挙運動中に, 地主た ちは各地で集会を開き, ザミーンダール制廃止の 動きに対抗する措置を検討していた。 国民会議派 州政府が成立し, ザミーンダール制廃止の具体的 な計画が各方面から 明らかにされるようになるに つれて、 地主側の反対運動もしだいに激しくなっ てきた。

地主がザミーンダール制廃止に反対する根拠は 積極的なものではなかった。会議派、その他の進 歩的陣営から浴びせられた、ザミーンダールは寄 生的地代取得者で、農業生産の発展になんら寄与 しなかったという非難に、地主は反駁のことばを もたなかった。かれらは産業資本と比較して差別 待遇を受けているという点を強調し、法の前の平 等という原理をザミーンダール制廃止に反対する 根拠とした。たとえば、1946年3月に、ウナオ県 の地主協会の指導者K・G・ナーラーヤンは次の ように述べている。

「もしタタおよびビルラが 莫大な富を蓄積する 権利をもつならば、 比較的貧しい地主が富の分配 におけるいわゆる平等主義の犠牲に なぜならなけ ればならないのか。」^(企27)

さらに、国民会議派がザミーンダール制廃止に 踏み切ったのは、産業資本の側からの要請に応じ たものであるという指摘もなされていた^(注28)。

1946年4月にはいって、イギリスの内閣委員会が権力移譲について調査するためにインドを訪れた時、インドの地主層を代表してビハールのダルバンガーのマハーラージャー、アーグラー州ザミーンダール協会の総裁ナワーブ・M・ユスフ、ブルドワンのマハーラージャー、ヴィザヤナグラムのマハーラージクマールが委員会に会見して、地主の利益を守るようにとの覚書を手渡した。その中でかれらはザミーンダール制廃止に基本的に反対である旨を明らかにすると同時に、国家による私有財産の強制収用にあたっては十分な補償がなされるようにという条項を将来のインド憲法に入れるようにと要求した(2129)。

また、州立法議会にザミーンダール制廃止決議 案が上程されると、地主は代表者をマハートマー・ ガンディーのもとに送り、ザミーンダール制廃止 を思いとどまるように 国民会議派の指導者を説得 してくれるように懇願した。

すでに述べたように U P 州では地税設定の差異により、二つの地主組織が別個に存在した。一つはアーグラー州ザミーンダール協会で、他はアワドの英印協会であった。ザミーンダール制廃止の計画が具体化してくるにつれて、二つの組織を統一して、強力な反対運動を展開することが必要であると考えられるようになった。

1946年8月4,5日の2日間にわたり,ラクナウで開かれたアーグラー州 ザミーンダール協会の大会において,ザミーンダール制廃止への反対を表明する第1決議と同時に,ザミーンダールに統一を呼びかける第2決議が採択された。それは次のようなものであった。

「ザミーンダールを強力な団体に統一し、かれらの存在を継続するための闘争にあらゆる犠牲を払うように、かれらを決意させる必要があり、このためにこの州の地主組織が結成されなければならない、と本大会は決議する。」(注30)

この呼びかけに応じて、州立法議会でザミーンダール制廃止決議が採択された直後の8月18,19の両日にわたり、アワドのタールクダールとアーグラーのザミーンダールの合同会議がラクナウで開かれ、UP州ザミーンダール連合(UP Zamindars' Union)が設立された。その規約第2条には連合結成の目的が次のように述べられている。「連合の主要目的はザミーンダール制廃止にあらゆる可能な方法で反対することである。なぜならば、ザミーンダール制廃止は小作人の利益になるどころかかれらを政府下級官吏の圧制下におき、農業を改

善もせず, また州に繁栄をもたらしもしないから である。|

さらに、その会員に関しては、アーグラー州ザミーンダール協会やアワドの 英印協会が大地主だけの組織であるという批判に答えて、ザミーンダール制廃止への反対運動を強化するために、「当連合の目的を支持するものがすべて参加できる」と規定されていた(性31)。

連合は各県の運動員を指名し、支部を設置し、特に中小地主を連合に参加させる努力をした。これは、会議派の指導者たちが、ザミーンダール制廃止は大地主のみを対象とするものであるとしばしば言明していたために、中小地主の間ではザミーンダール制廃止に反対する空気が弱かったという事情によるものであった。たとえばエタワー県の地主会は1946年4月に会議派に加入することを決議していた(註32)。

ゴラクプルとデオリアー県の地主集会で その指 導者は次のように述べている。

「1937年に会議派はわれわれの間に 分裂を生ぜしめようと試みて、一部の者に誤った約束をした。しかし、かれらの最近のザミーンダール制廃止決議はその一部の者―わたくしの言うのは小ザミーンダールのことであるが―の眼前で会議派の正体を明らかにした。…… 小ザミーンダールは会議派の "分割統治" 政策による 分裂の試みに注意しなければならない。」(注33)

他の諸県でも同じように中小ザミーンダールに対し、ザミーンダール制廃止に反対するようにとの呼びかけが行なわれていた(注34)。

ザミーンダール制廃止委員会が任命され、その 質問状が回布されると、地主団体は同委員会の解 散を要求し、質問状に対する回答を拒否した(注35)。

(注1) The Pioneer, August 13, 1945.

- (†£ 2) The Pioneer, December 13, 1945. H. D. Malaviya, Land Reforms in India (New Delhi, 1955), p. 75.
 - (注3) The Pioneer, September 19, 1945.
 - (注4) The Pioneer, October 14, 1945.
- (注5) アーグラー州ザミーンダール協会は1914年 に創設され本部はアラーハーバードにあった。その会 員は年間地税納入額5000ルピー以上の大地主であった。
 - (注6) The Pioneer, August 11, 1945.
- (注7) アワド英印協会は1861年に創設され、1857~58年の大反乱後にイギリス植民地権力に忠誠を誓って、旧来の所飢(タールカ)に対し永代的、相続・譲渡可能な権利を与える旨を記した認可証を授けられたタールクダールを会員にしていた。この協会の設立に関しては、T. R. Metcalf, "Social Effects of British Land Policy in Oudh," in Land Control and Social Structure in Indian History, ed. by R. E. Frykenberg (Madison, 1969) 参照。
- (注8) The Pioneer, August 29, 1945. 1930年代のUP州国民会議派の党員構成について, J・ネルーは「会議派は純然たる民族主義団体であり, 多数の中規模ザミーンダーユと少数の大地主を包含していた」と述べている。 磯野勇三訳『ネール自伝』(平凡社,昭和30年), 上巻, 258ページ。
 - (注9) The Pioneer, January 22, 1946.
- (注10) Report on the Administration of the United Provinces for the Year 1946, p. 7.
 - (注11) The Pioneer, May 14, 1946.

この決議案の中でザミーンダール制はつぎのように 批判されていた。「現在この州で一般的なザミーンダール制はイギリス支配者がかれらを支持する忠順な者 を生み出すために創出したものである。ザミーンダー ルたちは外国支配者に味方するものであり,政治的に は反動である。かれらの大部分はその起源のいかがわ しいものである。

行政的にはかれらはきわめて費用のかかる地代徴収 機構である。ザミーンダールたちは取立額の3分の2 を徴収費用として手許にとどめている。経済的にはかれらは小作権の安定および小作人の福祉のためのその他の諸措置に反対し,農業の進歩と繁栄を阻止した。その結果食糧不足が生じた。国家と土地の耕作者との間の中間介在者としてはかれらは両者の距離を大きくし国家が土地の産出力改良の責務を果たすことができな いようにした。ザミーンダールたちは資金のある時で さえそのような活動を怠った。

こうして、本州のザミーンダールたちは寄生的無為者階級に堕し、かれらの果たす役割に相応しない国富を費消している。」この決議案には、A. P. Jain をはじめとし、Sampurnananda、Kamalapati Tripathi、Acharya Narendra Dev、Charan Singh などUP州会議派の中間派、左派の代表者15人からなる調査委員会の設置も提案されていた。

- (注12) The Pioneer, May 21, 1946.
- (注13) The Pioneer, July 20, 1946.
- (注14) The Pioneer, July 21, August 6, 1946.
- (注15) The Pioneer, August 15, 1946.
- (注16) 統治法については森利一「1930年代のインドの政治体制」(『インド文化』, 8,昭和43年)参照。

(注17) Report of the United Provinces Zamindari Abolition Committee (Allahabad, 1948), pp. 1~4.

(注18) たとえば、"Agricultural Planning Misdirected Attack on Landlords," in *The Pioneer*, February 12, 1946. "Land Tenure and Agricultural Prosperity," in *The Pioneer*, March 23, 1946. "Zamindary Is the Best Land System for India," in *The Pioneer*, April 13, 1946. "History of Taluqdari in Oudh," in *The Pioneer*, July 30, 1946.

(注19) "Indian Village presents Unique Field for Co-operation," in *The Pioneer*, April 21, 1946. "Katju's Nostrums, "in *The Pioneer*, April 24, 1946. かれはすでに1930年代末にその構想を発表していた。 "A Scheme for Local Self-Government in Rural Areas," *Indian Journal of Economics*, Vol. 20, No. 1 (July 1939), pp. 1~15.

(注20) Sampurnanand, "The Case for Nationalisation of Land," in *Abolition of Zamindari* (Lucknow, 1946).

(注21) A. P. Jain, "Past and Future of Zamindari," in Abolition of Zamindari. Nasir Ahmed Khan, Land, Landlord and Legislation (Lucknow, 1945) に寄せた Jain の序言をも参照。

(注22) Charan Singh, Abolition of Zamindari (Lucknow, 1946). チャラン・シンはこの著書の序文の中で,「わが国の知的サークルで一般的な意見はわたくしの見解に一致しないものであることは承知してい

る。集団化に反対することは流れに抗する――流行に 反することであると思われるかもしれないが、公共の 利益のためにわたくしはそうせざるをえない」と述べ ているが当時の思想状況を示すものとして興味深い。

(注23) S. N. Agarwal, Gandhian Constitution for Free India (Bombay, 1946).

- (注24) Abolition of Zamindari, pp. 3~4.
- (注25) Abolition of Zamindari, p. 53.
- (注26) The Pioneer, October 13, 1946.
- (注27) The Pioneer, March 26, 1946.

(注28) Rajnath Kunzru and Krishnapal Singh, "Zamindary Is the Best Land System for India," in *The Pioneer*, April 13, 1946.

- (注29) The Pioneer, April 16, 1946.
- (注30) The Pioneer, August 5, 6, 1946.
- (注31) The Pioneer, August 20, 1946.
- (注32) The Pioneer, April 20, 1946.
- (注33) The Pioneer, August 28, 1946.

(注34) メーラト県の進歩的ザミーンダール協会の 集会で採択された、ザミーンダール制廃止に反対する 決議のなかにはつぎのような一節があった。「大ザミーンダールと小ザミーンダールというような区別をつく り出そうとするものを非難し、ザミーンダールは一体 であると強調する。」(The Pioneer, October 4, 1946). ウナオ県の地主会議では、K・G・ナーラーヤンはつ ぎのように述べた。「国民会議派は、小ザミーンダールには影響がないとしばしば言明していた。しかし立 法議会におけるザミーンダール制廃上決議の採択によって、それが偽りであることが明白になった。決議の なかでは大小ザミーンダールの区別をなんらしていない。大小の別なくわれわれは今や同じ運命にある。今や 統一が必要なときである。」(The Pioneer, November 15, 1946).

(注35) The Pioneer, January 18, 1947.

Ⅲ 1950年UP州ザミーンダール制廃 止および土地改革法の立法過程

1. 政治,経済的背景

1947年にはいってからのインドの政治は、どのような形で独立を達成するかという問題に焦点がおかれ、同年8月のインドとパーキスターンの分離独立後は分離によって生じた難民の問題、ある

いは藩王国併合の問題に、中央政府は追われはじめた。しかし、1947年末になると、各州で進められている土地改革に対し統一的な方針を示す必要が感じられるようになり、12月に各州の財務大臣がニューデリーに招集された。この会議では、中間介在者制度の起源、歴史、現状が各州できわめて異なっているので、各州の独自な状況に応じた廃止の仕方が考案さるべきであるという点で一致がみられた。しかし、廃止後の農業制度に関してはかなり大幅な統一が可能であると考えられた。したがってこの問題を全面的に検討する委員会を組織するようにとの要請が国民会議派の議長に出された。この結果、J・C・クマラッパを委員長とする会議派農業改革委員会(Congress Agrarian Reforms Committee)が任命された(注1)。

他方、州段階での政治の最も重要な問題は食糧 増産であった。このためにUP州政府は、1946年 以来、2 毛作の奨励、荒蕪地開墾への低利融資、 改良種子、肥料、改良農具の供給、模範農場の設 置、保有地の整理統合などの措置を実施してきて いた(注2)。1947年7月には州開発局を設けて政府 各部局の政策の調整に当たらせた。そして各県に は官僚および民間人から構成される開発協会が設 立された。この協会の常設事務局として県開発委 員会が設置された。その下に10~15カ村を1単位 とするブロックが組織され、協同組合ベースの改 良種子貯蔵所が各ブロックに開設された(注3)。

農業生産増大の必要から、政府は農民を掌握するために、すでに 1946年8月15日にはUP州ガオン・フクマト法案 (United Provinces Gaon Hukumat Bill) を州立法議会に提出していた。これはのちにUP州パンチャーヤト自治法案 (United Provinces Panchayat Raj Bill) と名称を改められ、1947年秋に州立法議会を通過し、12月7日にインド総

督の認証を得た。この法には、村のすべての成人からなる村全体会議(ガオン・サバー)を設け、その行政機関として15~30人で構成されるガオン・パンチャーヤトを一般普通選挙で選出することが定められていた。村パンチャーヤトは一定の課税権を賦与され、つぎのような業務を遂行することになっていた。

- (1) 州政府の行政事務代行——出生・死亡・結婚の登録,人口センサス,家畜調査,その他の統計の整備・管理
- (2) 司法事務代行――民事・刑事犯罪の 取締ま
- (3) 社会福祉・教育——医薬設備, 衛生および 伝染病の予防・治療, 母子福祉, 火災の予防・消 火, 村立初等学校の設立と維持
- (4) 公共財産の管理——公道・公共井戸・貯水 池の建設・修理・維持、村有建築物その他の財産 の管理、共同放牧場その他共用地の設定・管理、 肥料貯蔵所の割当て、森林・荒蕪地・水路・水飲 場の維持・管理、祭市・常設市場・定期市場の規 制

(5) 経済――農・商・工業の発展

法案審議の段階において、当時の2大政党、国 民会議派とムスリム連盟との間で最大の争点となったのは村パンチャーヤトの一般普通選挙による 選出であった。人口に占める割合の小さいムスリムは、パンチャーヤトがヒンドゥに支配されることを恐れて、コミュニティ別の分離選挙人団方式を主張して譲らなかった。だが、1947年8月15日のインドとパーキスターンの分離・独立とともに、宗教的対立よりは、村の支配権の掌握を目ざすカースト間、地主・小作人間の対立が表面化してき、農村地域の政治的緊張が高まった。

ザミーンダール制廃止が 州政府によって実現さ

れることが不可避であることが明らかになるにつれて、各地で地主が小作人を追いたてて、もとの小作地を自耕地として確保しようとする動きが目だってきた(注4)。これに対し、小作人、農業労働者の側でもみずからを組織して地主に対抗するようになってきた。たとえばUP州東部ではアヒール、クルミ、クンビの中位カースト小作農はアヒーヴェニ・サング (Triveni Sangh) を結成した。またガラリヤ、カッチー、ロハール、テリ、チャマール、ロダーなどの中・低位カーストはショシット・サング (Shoshit Sangh) を結成した。これは「土地なき労働者とわずかの土地をもつ農業労働者」の土地をもつ農民に対抗する運動であった(注5)。中・低位カーストが一致して小作党を結成し、タークル地主に対抗する例もみられた(注6)。

UP州政府はすでに1946年9月にカーンプルの 労働組合, ラーイバレーリー, バスティ, アリー ガルの農民組合および共産党の活動を禁止し, 共 産党員, 農民, 労働運動家の逮捕を大々的に行な っていた。

このような状況の中で、UP州ザミーンダール制廃止委員会の仕事はつづけられ、1947年2月から6月にかけて、3回にわたり、委員会の質問状に回答を寄せた人のうちおもだった人から証言をとり、また事務局は土地所有、地税、小作関係、地代などに関する法律、統計の整理をした。こうして1947年10月に暫定報告書が起草され、委員会の中で検討が繰り返されたのち1948年7月に最終的報告書が公刊された。

2. UP州ザミーンダール制廃止委員会の報告 の内容(注7)

ザミーンダール制廃止委員会は, ザミーンダー ル制を廃止する理由として次の4点を特に強調し ている。

- (1) ザミーンダール制は 浪費的な地税徴収機構であること。すなわち、 国家が査定し、地主が徴収している地代総額は 年間約1億7000万ルピーであるのに、そのうち地主が 地税および地方税として政府に納入するのは 7000万ルピーにすぎず、 1億ルピーは地主の取分となっていた。
- (2) 少数の地主への土地の集中による弊害。 植民地体制下において 工業その他の農外雇用機会が減少し、土地に対する人口圧力が増大したために、小作料が高騰し、農民の投資資金が欠乏した。 他方、小作権が不安定なために農業生産増大の心理的誘因に欠けていた。 この結果、農業生産の停滞が生じた。
- (3) 小ザミーンダールを含む 直接耕作者と政府との関係の密接化。政府と直接耕作者との間に立つザミーンダールを排除することにより、政府が農民を直接把握し、農業増産政策の実施を容易にし、効果的にすることができる。
- (4) 反乱に転化する可能性のある農民の不満を解消すること。「時として公然たる不服従の行為に、また時として暴力にあらわれている、やっと抑えられてきた積年の不満が危機的な段階に達した。村の小作人の間にみられる抑制と自己制御は政権についている者がかれらに加えられている不公正を排除してくれるだろうという期待にもとづいている。この期待が満たされなかったら、小作人は絶望するだろう。不満は革命にまで発展し、わが国の社会的秩序が暴力による破壊の危険にさらされることになろう。われわれのザミーンダール制廃止計画は公正な補償金の支払いを予定している。もし廃止が数年延期されるならばそれは無償没収をもたらし、血まみれの暴力的なものとなろう。」(注8)

ザミーンダール制廃止の結果, 地主の自耕地を

除くすべての貸付地の所有権が国家に帰属することになる。補償金決定の原則は、(1)土地を没収される中間介在者に相応な生計を保証すること、(2)州財政が負担しうる限度内に押えることとする。年間納入地税額に応じてザミーンダールを10階級に分け、補償金額は年間純所得額の小さいものから25倍ないし8倍相当額とする。この計算では補償金総額は13.7億ルピーとなる。これを2.5%利子つき40年償還の公債で支払う。

このようにして、 ザミーンダール制を廃止した のちの農業関係を どのようにするかについては、 すでにみたように国民会議派内部でも 意見が分か れていた。

ザミーンダール制廃止委員会は資本主義的大規模農場も社会主義的集団農場もインドの現実に合わないとして排斥し、村落単位の協同組合農場の設立を究極の目的とした。しかしそれをただちに実施することは、農民の土地に対する愛着、および管理能力の欠如のために困難であると考えた。他方、農民的所有制は非経済的規模の保有地の問題を解決することができず好ましくないとされた。こうして、

- (1) 「村落共同体」による土地の共同所有と管理
- (2) 相続権および譲渡権をもつ耕作者――ヒッサーダール (Hissadar) (注9) による土地利用の二つの原則を主柱とする農業関係再編案が提起された。

「村落共同体」は村内のすべての土地に所有権を もち、村を代表して村全体に課される地税の納入 契約の当事者となり、個々の保有地にそれを配分 する権限をもつ。その他、耕地以外の土地すなわ ち、荒蕪地、森林、貯水池、放牧地および市場の 共同所有と管理、保有地の整理統合、農業協同組 合活動の主体となる。 将来,地主・小作関係が再現するのを防ぐため に,ヒッサーダールの土地譲渡権には次のような 制限が課される。

- (1) 土地の譲渡は「村落共同体」を通じて行なうこと。「村落共同体」は譲渡希望者にその地方で一般的な地税率の12倍相当額と農民によってすでになされた改良に対する補償金を支払って、土地を買い取り、譲受希望者の中から適当とみなすものを選んでその土地を同一の金額で売り渡す。
- (2) 土地のまた貸しは未成年者, 女子もしくは 不具者を除いて, 全面的に禁止する。また貸しが 認められた場合には, 小作料はヒッサーダールの 地税の1.5倍以下とする。
- (3) 将来の土地取得については、相続による場合を除いて、30エーカーを限度として、それ以上の取得を認めない。
- (4) 経営規模の零細化を防ぐために 10エーカー 以下の保有地の分割を禁止する。
- (5) 「耕作者」はみずから土地を耕作しなければならない。もし土地の買手が2年間土地を耕作しないか、もしくは「村落共同体」を通じて耕作についての取決めをしない場合には、その土地は「村落共同体」によって没収される。

上述の「村落共同体」の機能のうち、

- (イ) 「村落共同体」全体、すなわちヒッサーダールおよび土地利用権をもたないその他すべての村民によって行使されるのは、 荒蕪地、森林、住居地、 道路、共同井戸、 貯水池、 水路の管理権、無主地の賃貸権
- (ロ) 地税納入者の団体, すなわちサンユクト・ヒッサーダーリー (Sanyukt Hissadari) によって行使されるのは, 地税納入の連帯的かつ個別的義務, 地税の徴収, 地税のヒッサーダールの間での配分, 保有地の整理統合, 種子, 農具, タカヴィ貸付金

(政府の農業振興貸付金)の分配,その他耕作可能地 の改良に関連する諸活動とする。

以上のように、ザミーンダール制廃止委員会の 勧告は、村を政治的、経済的活動の単位として制 度化し、ザミーンダール制廃止後の地方行政機構 の空白を埋めると同時に、耕作地主、小作人のい ずれをも「自作農」化することを目的としていた。 「自作農」といっても、現存の土地保有規模に制 限を加え、それから生ずる余剰地の再分配には、

- (1) 富農――耕作地主および 小作農上層――の 反対
- (2) 経済的保有地の規模を10エーカーとすれば、10エーカー以下の保有地を経済的にするためには、 莫大な余剰地が必要であること
- (3) 大規模農場の解体により 食糧の市販余剰が減少して、工業発展を阻害することの理由をあげて反対していることから明らかなように、家族労作的自作農だけではなく、大農的経営をも含むものであった。

さらに将来の地税の査定については、地税は種々の土壌等級、異なる規模の保有地の平均生産高、耕作費用を推定して定めること、10エーカー規模の保有地の地税率を標準として、保有地規模に応じて累進的税率を適用すること、非経済的保有地は地税納入義務を免除することが提案された。

最後に農業労働者については、家内工業のような新しい雇用機会を創出すること、最低賃金法を 制定すること、労働組合を結成することが勧告されていた。

ザミーンダール制廃止委員会の改革案の骨子は 上述のとおりであったが、 それは先に紹介した代 表的な土地改革案のうちのカトジュ、ジァイン、チャラン・シンの意見の折衷ともいえるものである。 特に影響力の強かったのは「ガンディー主義計 画」とチャラン・シンの「農民主義的」自作農創設案であったことは明らかである(注10)。ただチャラン・シンが主張していた地主自耕地を50エーカーに制限する案は入れられず、地主に対しそれまでの自耕地の保有をすべて認めたことは中小地主に対する譲歩とみられる。この点に関し、UP州国民会議派の指導者の1人スリ・プラカーサは次のように述べていた。

「会議派の農村における活動家のほとんどすべてが小ザミーンダールである。……必要があれば牢獄にはいることもいとわず、会議派委員会に加わり、現在立法議会を満たしているのはかれら(小ザミーンダール)である。わが立法議会議員諸氏が国のために無報酬で奉仕することのできたのもかれら小ザミーンダールのおかげであったことを忘れてはならない。」(註11)

この報告書が明らかにされるとただちに,UP 州ザミーンダール連合を代表してJ・プラサードが反対意見を表明した。すなわち,補償金が州の財政能力によって制限されているばかりでなく,さらにザミーンダールの規模に応じて格差づけのあることは,法律の前の平等の原理に抵触するものであり,実質的には没収に等しい。またヒッサーダールは土地の譲渡,分割を制限されており,その権利内容は現在の占有小作人の権利とほとんど変わりないことを指摘し,「村落共同体」の役割が大きいことは,将来の集団農場化の一歩である,として農民層の間に国民会議派の意図に対する不信感をかきたてようとした(性12)。

他方, 国民会議派から分離したインド社会党は ザミーンダール制の無償廃止を主張していた。 小 ザミーンダールには再生補助金という形で新たな 生計手段につくための資金を与える。 また, ザミ ーンダール制廃止委員会のいう「耕作者」は あいま いな概念であり、他人の労働を搾取し、経営の監督だけをする資本家的農業経営者をも許容するものである。現在の保有地規模にも限度を課し、それを越える部分を国家が収用し、非経済的保有者に再分配すべきである、と批判した。J・P・ナーラーヤン、R・M・ロヒヤー、A・N・デーヴァー3人の連署による反対声明も出された(注13)。

3. UP州ザミーンダール制廃止および土地改革 法の立案過程

ザミーンダール制廃止委員会の勧告を ただちに 実施することは, 食糧事情の悪化,それに伴うイ ンフレーションの進行などのために 危ぶまれてい た。1948年10月末に各州の財務大臣がニューデリ ーに招集され、インド中央政府の大蔵大臣、イン ド準備銀行総裁も加わって、 ザミーンダール制廃 止の財政的側面が主として討議された。 この会議 でインド中央政府は、 ザミーンダール制廃止の実 施を計画している州政府に対し, その延期を要請 はしなかったが, 現在進行中のインフレーション を促進するかまたは それを抑制しようとする中央 政府の諸措置の効果を相殺するような 廃止策は採 らないようにと勧告した。 そしてザミーンダール 制廃止のための補償金については、 インド中央政 府は州政府に補助金を与えないと言明した(注14)。 このような事情のために、ザミーンダール制廃止 の実施は4年ほど 延期されるのではないかという 観測がなされるようになった。 また,インド中央 政府の大蔵大臣みずから 補償金支払い義務は州の 財政能力を上回るので、改革の実施を延ばさざる をえないだろうと認めていた^(注15)。

これに対し、UP州政府首相パントは11月はじめに州政府の見解を明らかにして、UP州のザミーンダール制廃止はなるべく早い機会に実施すると言明した。そしてUP州政府内では特に上述の

州財務大臣会議の決定にしたがうために, ザミーンダール制廃止委員会の勧告に どのような変更を加えるべきかが検討された(注16)。

この当時制憲議会でインド憲法草案が審議されていたが、財産権保護条項をめぐって、国民会議派内にJ・ネルーを中心にする急進派とV・パテールを先頭にする穏健派の対立が生じていた。ネルーはザミーンダール制廃止を早急に実施するために、立法府が補償金の支払額を決定する権限をもつべきであると主張したのに対し、パテール派はそれは裁判所が決定すべきものであると主張して譲らず、ついにネルーは譲歩せざるをえなかった。これと関連して、1949年4月にインド政府は公式声明を発表して、補償金は現金支払いのみを意味し、公債による支払いは補償ではなく収用に等しいという見解を明らかにした(註17)。

このためUP州政府は補償金を現金で支払うた めに、小作人から小作地の買取金を取り立てるこ とに決定した。1949/50年度予算案の作成に際し、 ザミーンダール制廃止基金を設置して, 前年度繰 越金の中から1000万ルピーを操り入れると同時に 農業小作人 (特権取得) 法案 (Agricultural Tenants 「Acquisition of Privileges] Bill) を州立法議会に提 出した。それによると、アワドの特別条件小作 人, 旧所有小作人, 占有小作人などは, 一時払いの 場合には12倍相当額を納入することを条件に、(1) 追いたてからの保護,(2)現行小作料を半減するこ と、(3)遺言による譲渡、売買、担保設定または贈 与による移転の権利, を与えられることになった。 これはザミーンダール制廃止 および土地改革法案 で予定している新しい 保有権ブーミダール権であ った。そしてその納入金でもって,17億ルピーを 目標とするザミーンダール制廃止基金を 満たそう とした (注18)。

この間にザミーンダール制廃止法案もちゃくちゃくと準備が進められ、1949年5月ごろにはほぼその骨子が定まった。そして7月7日に州立法議会に提出された。州政府首相G・B・パントは65分にわたる提案演説で次のような趣旨を強調した。

「このザミーンダール制廃止および 土地改革法 案は農民のマグナ・カルタである。

国際的観点からみれば、これは共産主義の成長を押しとどめ、中国において共産主義が成功するのを助長したような状態の生ずるのを阻止する措置である。インドでそのような事態が生じないような雰囲気をつくり出さなければならない。

この法案はインド国民会議派および州内のすべての進歩的な人々の志向を実現したものである。 ザミーンダール制廃止は農民の完全なる自由の実 現である。かれらにとって、経済的、社会的発展 の新しい時代の開幕を意味する。」(第19)

1949年8月28日に、UP州国民会議派委員会の 席上で、J・ネルーも同様な趣旨を述べた。

「中国では共産党が勝利をおさめている。 その根本には土地問題がある。約40年前に皇帝が追い出され、革命が起こされた。その後40年間に中国は土地政策を発展させることができなかった。 その結果、政府が崩壊した。歴史の示すところによれば、国が土地問題を解決するときその困難は減少し、その他の諸問題もおのずから解決しはじめる。」(注20)

このような認識、危機感が、国民会議派内の急 進派と穏健派の対立を越えて、 ザミーンダール制 廃止を促進する一つの大きな要因となった。

- (注1) The Pioneer, December 18, 1946. H. D. Malaviya, Land Reforms...., p. 81.
 - (注2) Report on the Administration of the

United Provinces for the Year 1946, pp. 8~9.

- (注3) Report on the Administration of the United Provinces for the Year 1947, pp. 101~104.
- (注4) H. D. Malaviya, Village Panchayats in India (New Delhi, 1956), pp. 207~209.
- (注5) Report of the Congress Agrarian Reforms Committee (New Delhi, 1949), pp. 138~139.
- (注6) B. S. Cohn, "The Changing Status of a Depressed Caste," in *Village India*, ed. by M. Marriot (Chicago, 1955).
- (注7) Report of the United Provinces Zamindari Abolition Committee (Allahabad, 1948), Vol. I.
- (注8) Report of the United Provinces Zamindari Abolition Committee, Vol. I, p. 358.
- (注9) 首相パントの出身地であるUP北部のクマオン地方で、土地の共同特分権者を指すことば。
- (注10) この点で興味深いのは、「村蕃共同体」の構成と権限をめぐるチャラン・シンと委員会の多数派との間の意見の対立である。この間の事情をザミーンダール制廃止委員会の報告書にはつぎのように述べられている。

「意見の相違は,(i)無主の耕作可能地の賃貸,(ii)ま た貸し、の機能を果たすべき「村落共同体」の構成を めぐって生じた。チャラン・シンはこれらの機能を共 同相続団(サンユクト・ヒッサーダーリーを指す)に帰 すべきだと主張した。その理由は、土地の効率的な利 用と管理に関心をもっているのはこの団体だけである というのであった。Radha Mohan Singh もこれに賛 成した。しかしながらもしこの提案が受け入れられた ならば, 共同相続団が土地を独占する可能性が生じ, 土地なき諸階級の利益がそこなわれることになろうと 本委員会の多数は考える。強大な経済的権限を含むこ れらの機能は一階級に帰すべきものではなくて, 『村 落共同体』全体に割り当て,共同体全体の共通の利益 のために行使されるようにすべきである。単一の階級 がこの経済的権限を与えられるならば, それは耕作者 と非耕作者との間に鋭い経済的矛盾を生み出し, 共同 体精神の協調のとれた発達を困難ならしめるであろ う。したがって、われわれは多数の意見として、上述 の諸機能は耕作者および非耕作者両方で構成される 『村落共同体』全体によって行使さるべきであると勧 告するものである。」(Report of the United Provinces Zamindari Abolition Committee, Vol. I, p. 524).

国民会議派の指導者たちが階級対立のない協調的な「村落共同体」を復活することを考えていたのに対し 地主側はそこに階級対立激化の契機を指摘していたことは興味深い。J・プラサードはUP州パンチャーヤト自治法と関連してザミーンダール制廃止 委員会の「村落共同体」論をつぎのように批判している。

「選挙の結果階級闘争が激化するだろう。土地なしの土地をもつ者に対する、数エーカーをもつ者のより多くもち、より富裕な者に対する闘争が激化し、最初に地主が、ついで富農が、そして最後には農民全体が消滅することになろう。」(*The Pioneer*, October 12, 1948).

(注11) Sri Prakasa, "Zamindari, Its Cause and Cure." J. Prasad, Should the Zamindari System in the United Provinces Abolished? (Delhi, n. d.), pp. 2~3 に引用。

(注12) J. Prasad, "Zamindari Abolition Committee Report Analysed," (1), (2), (3), (4), (5) in The

Pioneer, October 9, 10, 11, 12, 13, 1948. "Note of Dissent by Begam Aizaz Lasul, M. L. C." in Report of the United Provinces Zamindari Abolition Committee, Vol. I, pp. 599~610.

(注13) *The Pioneer*, October 16, November 21, December 27, 1948.

(注14) The Pioneer, October 31, 1948.

(注15) Bhowani Sen, Agrarian Crisis in India and the Reactionary Plans (Bombay, 1952), p. 73.

(注16) The Pioneer, November 4, 1948.

(注17) Karuna Mukherji, *Land Reforms* (Calcutta, 1952), p. 83.

(注18) U. P. Gazette, Extraordinary, July 8, 1949, pp. 1~6.

(注19) India News, July 16, 1949.

(社20) H. D. Malaviya, Village Panchayats...., p. 213.

(調査研究部)

研究参考資料第137集

天然ゴムーその産業構造

深 沢 八 郎 著 B5判/80頁/¥250 ▷生産組織とそのBehavior/生産の規模別構成/エステートの 生産組織とその Behavior/小規模生産の組織とその Behavior ▷流通・取引組織/流通機構/ヨーロッパ人エステートの流通・ 加工組織/小規模生産における流通・加工組織/輸出市場にお ける取引組織▷むすび──生業構造と政策

外国の企業 12

シンガポールの創始産業

原 田 忠 夫 編 A5判/202頁/¥600 Ⅰ概況 Ⅱ業種別国別出資額一覧 Ⅲ企業別国別出資額一覧 Ⅳ業種別企業別本表 (1)食品工業 (2)繊維工業 (3)木材・紙・家具製造業 (4)化学工業 (5)石油製品製造業 (6)ゴム製品製造業 (7)皮革工業 (8)窯業 (9)鉄鋼業 (10非鉄金属工業 (1)金属製品製造業 (12)機械製造業 (13)電気機械器具製造業 (14)輸送用機械製造業 (15)その他の製造業 (16)非製造業

-------------アジア経済出版会発売